

番号：170634
 国名：ニジェール
 担当：農村開発部農業・農村開発第二グループ第三チーム
 案件名：農民の学びのプラットフォーム構築支援プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年9月下旬から2017年11月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.53M/M、合計 1.03M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	16日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月13日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）
 提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）
<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf> をご覧ください。なお、JICA 本部 1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年9月26日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
 （計100点）

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ニジェール／全途上国
語学の種類	英語または仏語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし。ただし、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：黄熱。査証取得に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

ニジェールは国土面積が126万km²（日本の3.4倍）であり、このうち約65%がサハラ砂漠である。農業セクターのGDP貢献度は36.4%（2015年）であるものの、労働人口の約9割が農業に従事しており、農業は同国の主要産業に位置付けられている。また、人口約1,100万人の約80%が農村部に居住し自給的農業を営んでいる。しかし、天水に依存する農業形態、土地の劣化による農産物生産量の減少、近年の食料価格高騰の影響により、ニジェールの農業生産及び食料事情は不安定なのが現状である。当地の農家の大半は小規模農家であるが、市場のニーズを踏まえた農業生産を行えておらず、結果として生産物が安値で取引されてしまうために十分な収益が挙げられていない。また、周辺国に比べて農家の単収が低く、土地生産性の観点からも十分な収益が挙げられていない。

本来、こういった問題解決を担うのが全国に配属されている農業普及員であるが、農家数に対して十分な数の普及員が配置されておらず、また多くの普及員は農家が求める知見を提供できるだけの能力を有していないのが現状である。したがって普及員の数を確保することに加え、普及員自体の能力強化が大きな課題である。また、ニジェールは唯一の普及員養成機関である農業実践開発大学校（Institute Pratique Developpement Rural、以下IPDR）を設置しており、卒業生の大半が地方自治体レベルの農業局員あるいは農業普及員となっているが、上記課題解決に向けてはIPDRの教育カリキュラムや教員の指導力などに改善すべき余地が多い。

ニジェールでは、国家社会経済開発計画(PDES)2012-2015において食糧安全保障と持続的な農業の開発を重点方針のひとつに掲げ、「ニジェール人によるニジェール人のための食料生産政策」（通称3Nイニシアチブ）を提唱し、2016年からの5か年は『空腹ゼロ』をスローガンに引き続き3Nイニシアチブを推進している。今政策において、食料生産の強化はもとより、農民の組織化強化も盛り込まれ、食料生産においては特に生産量だけでなく質の改善、特に児童への十分な食料の確保を目指している。

これに対し、我が国は対ニジェール国別援助方針において、重点分野「農村開発を通じた食糧安全保障の達成」を開発課題の一つとして、協力プログラム「持続的な農村開発推進プログラム」を実施しており、本事業はその一つに位置付けられるものである。更に、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）においても重点方針とされた「自給自足から儲かる農業への転換（SHEPアプローチ¹）」の広域化の枠組みで実施している研修に、ニジェールも参加しており、SHEPアプローチを取り入れたパイロット活動を主体的に進めている。

かかる状況のもと、ニジェール政府は公的普及サービスの向上に向けて農業普及員の能力向上を図り、小規模園芸農家ならびに農民組織の市場対応能力を強化し、農家の収入向上を図るべく、我が国に対し、「農民の学びのプラットフォーム構築支援プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の実施を要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトについて、ニジェール側関係機関との協議、現地調査を通じての協力要請の背景及び内容の確認、必要な情報・資料の収集・分析、協力計画の策定を目的とする。

¹ JICAはケニアにおいて小規模園芸農家を対象に、市場志向型の農業普及を目指す技術協力プロジェクト「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（SHEP、2006-2009年）」および「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト（SHEP UP、2010-2015年）」を実施してきたが、両プロジェクトでは、農家に「作ってから売る」から「売るために作る」への意識改革を起し、それを農家自ら実践するための各種支援活動を行った結果、対象農民の所得向上という成果を上げている。このケニアで成果をあげている手法や考え方をSHEPアプローチと呼んでいる。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な調査を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間 (2017 年 9 月下旬～10 月上旬)
 - ① 要請背景・内容を把握 (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析) し、担当分野に係る調査計画・方針 (案) の検討を行う。
 - ② 現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じニジェール側関係機関 (農業省及び関係機関) に対する質問票 (案) (英文または仏文) を作成し、JICA ニジェール支所を通して配布する。
 - ③ 調査方針及び収集した情報等を踏まえ、PDM (Project Design Matrix) (案)、PO (Plan of Operations) (案) 及び事前評価表 (案) の担当分野の関連部分を検討する。
 - ④ 調査団事前打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地派遣期間 (2017 年 10 月中旬～11 月上旬)
 - ① JICA ニジェール支所等と打合せを行う。
 - ② ニジェール側関係機関との協議及び現地調査に参加し、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
 - ③ 質問票回収やインタビューを通じて、担当分野に係る以下の情報・資料の収集を行い、他の調査団員や JICA 関係者に共有する。
 - a. 開発計画および農業・農村開発関連政策における本プロジェクトの位置づけ
 - b. 先方関係機関、特に実施機関の組織体制 (人員、予算、所管事項、業務内容等) と関連する法制度
 - c. 関連セクターにおける他ドナー・機関の援助動向、内容及び結果
 - d. ニアメ地区生産者組織の体制、予算、課題、活動内容
 - e. 関連セクターにおける市場関係者の動向、課題
 - ④ 評価 5 項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点からプロジェクトを分析し、結果を取りまとめる。
 - ⑤ 収集資料の整理・分析、資料のリスト作成、質問票回答の取りまとめを行う。
 - ⑥ プロジェクト開始までのスケジュール、先方負担事項及びプロジェクト開始までに双方が取るべき措置についての検討に協力する。
 - ⑦ 調査結果及びニジェール側との協議・調査団内協議結果の取りまとめおよび PDM 案、PO 案 (和文、英文または仏文)、事業事前評価表 (案) (和文) の修正に協力する。
 - ⑧ ニジェール側と締結する M/M (Minutes of Meeting) 案、R/D (Record of Discussions) 案 (英文または仏文) の作成に協力する。
 - ⑨ 現地調査結果を JICA ニジェール支所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間 (2017 年 11 月中旬)
 - ① 事業事前評価表 (案) (和文) 作成に協力する。
 - ② 帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を作成し、全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は (1)、(2) とする。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)
- (2) 事業事前評価表 (案) (和文)

上記 (1)、(2) については電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>
を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒パリ⇒ニアメ⇒パリ⇒日本を標準とします。
- (2) 直接人件費月額単価
直接人件費月額単価については、2017年度単価を上限とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年10月21日～2017年11月5日を予定しています。なお、本調査は、ニアメ市内のみに限定する予定です。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

総括責任者として、調査の取りまとめを行ない、業務の円滑な推進を図り、R/D案を添付したM/Mへの署名を行う。

イ) 市場志向型農業 (JICA)

担当分野に係る情報・資料を収集・分析・考察の上、その結果を取りまとめ、本プロジェクトの協力内容を検討・提案する。

ウ) 協力企画 (JICA)

関係者間での調整・折衝等を行い、ニジェール側関係者との協議に参加し、総括とともに最終協力枠組みにおける両国の合意形成を図る。

エ) 評価分析 (コンサルタント)

7. 業務の内容 に記載のとおり。

③ 便宜供与内容

JICAニジェール支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

あり (英語⇄フランス語)

オ) 現地日程のアレンジ

JICAがアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料は JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第三チーム (連絡先: 03-5226-8435、Akai.Yuki@jica.go.jp、担当者: 赤井) より電子データにて入手可能です。

・要請書

本業務に関する以下の資料は下記リンクから入手可能です。

・SHEP アプローチに係る調査研究結果 (小規模園芸農民組織強化計画プロジェクトを事例とした市場志

向型農業開発プロジェクト実施に係る情報収集・確認調査報告書)
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12247334.pdf

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、タイトルに「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。

なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。(受領と共に右に同意いただいたものとします。)

- ・独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程
- ・情報セキュリティ管理細則

(3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」

<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ニジェール支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(5) その他

業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上